

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 還付金等詐欺にご注意を

近年、「還付金がある」「絶対にもうかる」と持ちかけて、ATMの操作を指示し、現金をだまし取る還付金等詐欺が多発しています。

被害に遭った人は

「自分は大丈夫、絶対に騙されない」と思っていた人達が大半で、南三陸町においても安心という保障はありません。

詐欺被害に遭わないために

- パンフレット・電話でのもうけ話は家族、警察官に相談する。
- 携帯番号・口座番号は教えない。
- 留守番電話を作動させ、直接会話しないようにする。

この3点を必ず守りましょう。

交通課から

町民による飲酒運転が県下ワースト2位

5月15日(水)現在、南三陸町民による免許人口1万人当たりの飲酒運転検挙数は3.9人で、県下平均の0.7人を大幅に上回り、県内の自治体ではワースト2位となっています。



飲酒運転は重罪で、多額の罰金、免許の取り消しはもちろんのこと、職場からの解雇などにより家庭崩壊、人生の破滅に繋がります。

町民が一丸となり悪質、危険な飲酒運転を根絶しましょう。

事業所における安全運転管理者の選任について

道交法の規定により、事業所で自動車5台以上(11人乗り以上は1台以上)を使用している場合は、安全運転管理者を選任することとなっています。

震災後の事業再開、拡大等により、新たに選任対象となった場合には、速やかに警察署への選任届を提出してください。

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

ご存知ですか?文化財保護のこと

南三陸町には昔の山城や貝塚など、判っているだけで約100カ所の遺跡があります。これらの場所で宅地造成や土地改良などを行う場合、教育委員会に工事前に照会をしていただかなければなりません。

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

※判明している遺跡以外の場所でも、新たに文化財保護の対象になることがあります。町の大切な歴史を保護・活用するためにも、埋蔵文化財へのご理解・ご協力をお願いします。

照会・問い合わせ 教育委員会生涯学習課文化財担当 ☎46-2639 FAX46-2607

南三陸町介護職員初任者研修

訪問介護員2級課程(ホームヘルパー2級)の廃止に伴い、今年度からスタートする新しい資格です。

◇研修期間

- 講義 7月13日(土)からの土・日曜日(9日間)
- 演習 9月14日(土)からの土・日曜日(11日間)
- 実習 10月15日(火)から10月31日(木)までの平日に実施(2日間)

○振り返り 11月9日(土)(1日間)

※研修日程は変更になる場合があります。

◇受講対象者

町内に住所を有し、研修修了後、介護サービス事業所等に携わることを希望する方で、研修課程の全日程を受講できる方を原則としますが、町内福祉事業所等で勤務しているなどの個々の状況を考慮します。

※訪問介護員2級修了者は、介護職員初任者研修修了者とみなされます。

◇募集定員 40名

◇研修実施場所

- 講義・振り返り 志津川保健センター 2階会議室
- 演習 特別養護老人ホームいこいの海・あらと 2階介護教育室・会議室
- 実習 介護老人保健施設歌津つつじ苑または介護老人保健施設ハイム・メアーズ

◇受講経費 10,000円(テキスト代6,800円を含む)

◇申込方法

地域包括支援センターに備え付けの受講申込書により申し込みください。

申込期間: 6月24日(月)から7月5日(金)

※受講申込者が多数の場合は、個々の事情及び就労希望事情等を考慮したうえで、調整することがあります。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎46-5588

平成25年度防犯灯維持管理費補助金申請について

行政区等が維持管理している防犯灯について、電気代の一部を町が補助します。期限までに役場危機管理課へ申請してください。

◇申請に必要なもの

- ・防犯灯維持管理費補助金交付申請書
- ・電気料金請求内訳書(写し)
- ・代表者の印鑑

◇申請期限 7月26日(金)

◇問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

国民年金の保険料免除の手続きはお早めに

◇国民年金保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。免除される保険料額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階になります。

また、20歳から30歳未満の若年者には、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

◇免除を受けられる所得基準は

保険料の申請免除を受けるためには免除される4段階の額に応じて、前年所得に対する所得基準が設けられています。これらの所得基準の範囲内であれば免除を受けることができます。

- 全額免除 (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
- 4分の3免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の1免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 若年者納付猶予制度 (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

◇免除の申請日と承認期間

申請を行って免除が認められる期間は、申請日に応じて以下のようになっています。

- 申請日が7月の場合: 前年の7月から翌年の6月までの期間
- 申請日が8月から翌年6月までの場合: その年の7月から翌年6月までの期間
- 申請日が1月から6月までの場合: 前年の7月からその年の6月までの期間

このように7月に申請する場合に限って、前年7月から前月6月分までの期間についても申請することができます。

◇保険料免除の申請方法は

住所を登録している市町村役場の国民年金担当窓口へ申請します。

【添付書類】

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 前年または前々年の所得を証明する書類(転入者)
- 退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(退職・失業により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

〈7月の年金相談会〉

日時: 7月19日(金)
午前10時から午後3時まで
場所: 南三陸町役場 1階相談室
※年金に関する相談に応じます。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
石巻年金事務所 ☎0225-22-5117

「住宅再建相談会」を開催します

町と住宅金融支援機構では、(一社)宮城県建築士事務所協会と協力して、震災により被災された方の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、下記により相談会を開催しますのでご利用ください。

◇日時 7月26日(金)、27日(土)

午前10時から午後4時まで

◇場所 役場2階大会議室

◇相談内容

- ・自立再建に向けての資金計画相談(融資の制度案内、返済額シミュレーションの作成、資金計画のアドバイス)
- ・住まいに関するプランニング等の専門家(宮城県建築士事務所協会)による相談
- ・住まい再建のための公的助成制度や災害公営住宅に関する相談

◇その他 融資・資金計画等の相談をご希望される場合は、住宅金融支援機構へ事前に予約をお願いします。

問い合わせ 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035
復興事業推進課公営住宅整備係 ☎46-1379

手をつなごうイスラエルと日本

◇日時 8月3日(土)

午後1時30分から4時30分まで

◇場所 仙台市国際センター 大会議室「萩」

◇内容 東日本大震災の被災地高校生を昨年夏にイスラエルに招待し、1年が経過するこの機会に、大震災直後に南三陸町に派遣されたイスラエル医療団への感謝と、昨年、仙台市民からイスラエルに贈られた七夕飾りを記念する趣旨を込め、開催されるものです。

◇参加費 無料(ただし、事前申込みが必要です。)

◇申込方法 往復ハガキで下記へ、氏名、住所、参加人数を記入して申込みください。(後日返送される返信ハガキが入場証になります。)

◇申込先

〒102-8691 東京都千代田区麹町局私書箱61
公益社団法人日本イスラエル親善協会
☎03-3264-0528